

## 第4章 明治時代以降の磐城平城

### 1 明治維新における城跡の処分

#### (1) 明治政府による藩政の解体

戊辰戦争が新政府軍の勝利で終わった後の明治元年(1868)12月、新政府は奥羽越列藩<sup>おううえつれっばん</sup>同盟の諸藩<sup>しよばん</sup>に対する処分を行った。天皇の親政による新しい統一国家をつくるための戦争であり、民衆の生活まで及ぶ「御一新-維新」を成し遂げることになると唱える新政府にとって、過酷な処分は避けなければならなかった<sup>(1)</sup>(図16)。

それでも、同盟に加わった各藩は減封や国替えの処分が講じられ、磐城平藩も同様であった(表5)。

明治政府は明治元年8月、東北各地に民政を担当する出先機関として民政局(民政取締所)を設置。同月に磐城平には「磐城平民政局」を設置した。

民政局が設置されたのは、磐城平城の内堀近く、かつての江戸時代の末期まで実質的な藩政が行われていた「会所」が所在した場所であった。官員としては、新政府に属した藩士を中心に配置され、



図16 旧磐城平城跡 [明治時代末期 郵便絵はがき 小泉屋文庫提供]

戊辰戦争後の治安維持や旧施策の廃止、新施策の実施などに務めた。(明治元年12月から明治2年(1869)8月まで、笠間藩・三春藩が主体となって政務)

この時期、明治政府を悩ませたのは、全国の旧藩主の処遇だった。幕府は全国各藩主を掌握していたものの、民衆にとって地域のトップは藩主だった。この権限を一挙に剝奪することに躊躇<sup>ちゆうちよ</sup>があった。しかし、究極の目的は、従来の地方分権的な政治を廃し、中央集権な国家を創ることであり、絶対使命と考えていた明治政府は、まず「版籍奉還<sup>はんせきほうかん</sup>」に着手した。

藩主と藩民の関係性を断つため、朝廷へ土地と人民を返納しようとするもので、明治政

表5 磐城平藩の処分

藩主	旧高	石高の推移	備考
安藤 信勇	5万1千石	3万4,353石→3万石	・藩主の謹慎(明元. 7) ・陸中国への転封、3万4,353石(明元. 12) ・取り止め(明2. 7) ・磐城平へ復帰、7万両献金を命ず(明2. 8) ・献金を免じて石高を3万石へ(明2. 9)

※減封石高については、諸説あり。

府と明治政府を支援していた薩摩藩や長州藩など4藩が合議して、明治2年(1869)1月に同内容による上表文<sup>じょうひょうぶん</sup>を朝廷に提出した。この行為に全国の大名は追随。提出先が政府でなくて天皇であること、全国の多くの藩が財政難に陥っていて藩運営に困難をきわめていたことなどが背景にあって、大きな抵抗はなく事は進んだ。同年3月に泉藩、同年4月に湯長谷藩、平藩は同年7月に、それぞれ上表文を提出した。

その一方で、明治政府は明治2年、「上地令」<sup>じょうちれい</sup>を出した。これに先立ち、明治元年4月、「江戸に在住する諸藩の一族やそれに従うすべて藩地に移住すべし」、という触れにより、江戸在住が主だった藩主<sup>くにもと</sup>は国許へ戻っていた。

上地令では、東京に所在していた大名屋敷のうち、藩の公邸および私邸の2箇所を除く土地・屋敷を没収し、これを官庁・軍の兵舎や政府高官のための官用地に当てた。各藩の上・中・下屋敷などには、諸国の江戸詰めの藩士たちが住んでいたが、これら屋敷は幕府によって与えられた官舎のようなものであった。したがって、幕府が滅亡した時点で官舎を失い、国許へ戻るしかなかったと言える。

その見返りとして、政府は幕府からの没収した地域を中心する県と同様に、従来からの藩を同じ行政組織(江戸時代の藩という呼称は公式な制度ではなく、あくまで支配領域を指す用語であり、正式な組織ではない)として位置づけ、明治2年6~9月、政府は従来の藩主を藩のトップである知藩事(藩知事ともいう。私人としては「華族」の称号を取得)に任命しつつも、府(東京)・県(新政府が没収した幕府直轄領)・藩(全国の旧藩をそのまま移行)による三治一致を図った。しかし、この形態は完成形ではなく、旧藩との軋轢<sup>あつれき</sup>を避けるため旧体制を温存するという暫定的な措置であった。

藩主としても、新政府体制へ恭順することにより、王臣として新しく領主の地位を保証されたいという願望があった<sup>(2)</sup>。しかし、実質的には知藩事は世襲制を否定され、政府から任命された地方長官の立場でしかなく、政府は知藩事と家臣との君臣関係を制度的に否定した。

## (2) 磐城平藩知事の任命と藩政庁

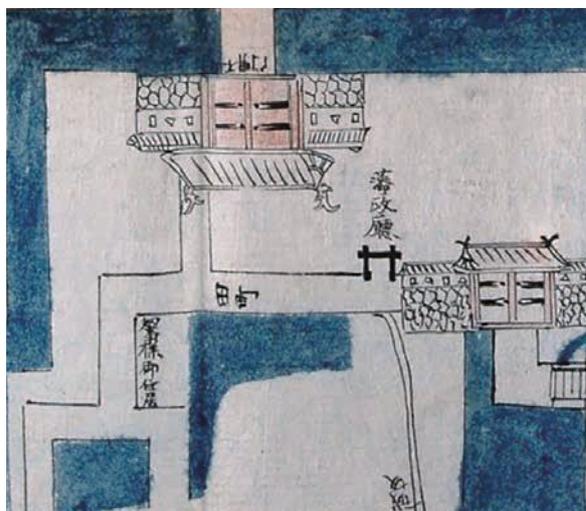


図17 藩政庁と知事様御住居(絵図53)下が北

明治2年(1869)9月、磐城平藩主・安藤信勇<sup>あんどうのふたけ</sup>は知藩事に任命され、藩庁(藩政庁)で政務を執った。その場所は元武家屋敷群の一角で、明治時代に磐城平民政局に転用された跡(『石城郡史』(1922)には民政取締所〔民政局と同義〕に各藩政庁を置いた、と記述)であった。明治3年(1870)2月18日に発生した「平大火」の図面には「藩政庁」が表記されている。この場所は、現在のJR常磐線をまたぐ「平こ線橋」の付け根付近に位置する(図17)。(諸根樟一著の『磐城文化史』、これを継いだ『平市史』

などにおいては、「旧城の本丸内」と記述しているが誤謬<sup>ごびょう</sup>。このことが、後世に「仮藩庁」という言葉と本丸跡の安藤家私邸を結びつける説を生むことになる。）

図17の藩政庁の近くには、「知事様御住居」の表記が見える。この知藩事が居住していた場所は、藩政時代には「御用屋舗」（文政13年〔1830〕頃の絵図）が置かれていた。

明治2年に知藩事に就任した安藤信勇は、藩独自の中学校を開校する教育改革などに取り組んだ。

しかし、政府は明治4年(1871)7月に廃藩置県を断行して、政府の任命した県知事を配置。この措置で、旧藩主は知事の地位を剥奪<sup>はくだつ</sup>され、同年9月末までに東京・本邸への移住を命じられた。旧藩主にとっては、国許における立場を失ったものの、すでに華族としての名誉を付与されており、江戸詰めが長かったこともあって、東京へ居を移すことにほとんど抵抗はなかった。

安藤信勇は明治4年9月5日に平から東京へ移住した。このように、幕藩体制は段階的に、しかし急激に解体していった。

### (3) 明治政府による城跡の処分

城郭建造物や陣屋およびその敷地は、明治政府によって軍事に関係する土地・建物として兵部省(後に陸軍省)所管として没収された。政府は旧体制のトップである藩主の処遇に見通しが立つと、次の段階として、城跡などの有効活用と処分にあたった。

明治6年(1873)、太政官達「全国存廢ノ処分 並 兵營地等撰定方」(略して「廢城令」など)によって、全国の城、陣屋はすべて「存城処分」(第1号存城)と「廢城処分」(第2号廢城)に区分され、前者は陸軍省に、後者は大蔵省に、それぞれ処分を委任された。

在城処分とは、建造物を保存しようといった、後の文化財のような考え方ではなく、陸軍の兵營地として城郭建造物や石垣、樹木などを整理することも含めて選ばれたものであった。

一方廢城処分では、大蔵省の普通財産に所管替えされ、建物や敷地などが民間人に払い下げられた。

旧磐城平藩士・味岡禮質<sup>あじおかのりかた</sup>が明治時代に著した『戊辰私記』には、払い下げされた城施設(第7章2)が明らかにされている。これによると、六間門櫓や塗師櫓など8つの櫓、黒門や城坂門、搔(オ)植門など13門、鐘楼、米蔵などが挙げられている。

搔植門(図18)は遺構として当時の様子をうかがうことができるが、これ以外は一部の部材が使用された形跡はあるものの、当時を



図18 搔(オ)植門(平藤間)〔平成22年(2010)3月いわきジャーナル撮影〕



図19 磐城平城跡地の遠景〔昭和46年(1971)10月〕

は一部であり、その経過も様々であった(図19)。

福島県において、存城処分となったのは若松城(岩代国内)と白河城(磐城国内)の二つだけで、いわき地方の城や陣屋はすべて民間に払い下げられた。

しのぶことはできない。

一般的に、廃城処分となった城跡のなかには、好事家や豪商、旧家臣などによって城郭の全部、あるいは一部が購入された後に、地方公共団体に寄付、あるいは安価で引き渡されて、城の復元化や公園化、あるいは学校敷地になった場合もあったが、そのケー

## 2 城跡の利活用に向ける視線の行方

### (1) 城跡は売却されて野に帰る(明治時代初期～明治時代半ば)

磐城平城および周辺は他の多くの城と同様に処分対象となり、民間人への払い下げ処分となり、細切れの個人所有となった。

磐城平城一帯は、自然の地形を利用した堀と高台が入り組んでおり、新しい行政の中心地へ成り得なかった。

明治15年(1882)の北目村図を見ると、旧城跡(本丸、二ノ丸、三ノ丸)には居住家屋はなく、畑地や草地へ転用されたことが分かる(図20)。

天田五郎(愚庵)は、明治9年(1876)に記した『血写経』において、「移れば変る習とて、さしも厳めしかりし城の趾は牛飼場となりて、春草離々たる武士屋敷は大かた跡もなく、春知り顔に菜の花の唯一面に咲きにはへる」と、その疲弊ぶりを記している。

北川秀彦は、昭和35年(1960)発刊の『月刊いわき』で、明治時代中期までの様子を「お城山にはまるっきり家が無かったんだからね。物見ヶ岡に平屋の荒れた家がただの1軒しかなかったもんだよ。(中略)俺が子どもの時分にゃ、たあだデコボコの土地で草ボウボウさ」と回想している。使い勝手の悪い磐城平城跡および周辺は放棄されたことが分かる。



図20 明治時代初期における磐城平城跡および周辺の土地利用 いわき都市計画図1:10,000(原寸×0.88)

一方、堀南側の田町に区割りされていた家臣屋敷跡の北寄りの道路（現在の並木通り）沿いには、明治政府の方針に基づき、裁判所（後に平商業学校敷地）、磐前県庁（後に同支所）、磐城平藩中学校、田町小学校、田町女児小学校、菊多・磐前・磐城郡役所（後に石城郡役所）などが相次いで建設され、一時官庁街が形成されることになる（図21）。



図21 明治時代の磐城平城跡および周辺 [1:50,000地形図(原寸×1.92)平(明治41年測図)]

## (2) 城跡に旧藩主の私邸が建設（明治時代半ば～昭和20年）

旧藩主・安藤信勇は明治政府の命によって東京へ戻った。その後、明治23年(1890)2月、旧平藩士・味岡禮質<sup>のりかた</sup>から安藤信守<sup>のぶもり</sup>(明治5年[1872]に信勇から家督相続)へ、「旧城跡28番地」の宅地が譲与される。

戸籍簿によると、安藤信守は、明治38年(1905)9月に旧城跡28番地から平窪村大字<sup>ひらくぼむら</sup>中平窪<sup>なかひらくぼ</sup>へ移転していることから、この後、安藤信勇はこの頃から死亡する明治41年(1908)の最晩年に、東京から旧城跡へ移り住んだことが考えられる。

旧城跡27番地(信勇邸の庭園「万華園」と呼称)には、明治37年(1904)7月、旧磐城平藩士の川島至善(初代校長)の尽力によって私立磐城女学校が開校、明治38年10月に校舎は落成したが、手狭だったこともあって、明治45年(1912)に県立へ移行する際に、平町字<sup>まくらまち</sup>桜町の旧武士敷地を購入して移転した(図22)。

磐城平藩の場合、戊辰戦争時、磐城平城にいて現場を指揮したのは前々藩主・信正(当時、隠居して鶴翁<sup>かくおう</sup>)で、当時の藩主・信勇は京都にいて新政府軍に恭順<sup>きやうじゆん</sup>していたこともあって、信勇が戊辰戦争時に追討軍と戦った拠点地となる平城跡に居住することに、心理的に大きな負担はなかったものと考えられる。

明治30年(1897)2月、日本鉄道磐城線(現JR常磐線)が開通し、平駅(現いわき駅)が開設されると、平町における公的施設に対する考え方は大きく転換していく。平町は地方中核都市、商業都市としての機能も強め、公的施設のうち、教育施設や裁判所などについては、畑地などに転化してい



図22 磐城高等女学校 [明治時代末期 真木隆四郎撮影]

た高台の城跡へ移転した。このことが住宅化を誘導したが、それでも旧城郭内(本丸、二ノ丸、三ノ丸)が公共用地(明治38年〔1905〕から一時期、旧城跡の三ノ丸に「郡立蚕業講習所」が開設)として利用されることはなく、公的利用の観点でみれば、いわば忌避されたまま歳月が過ぎた。

なお、安藤家の私邸は、その後土地所有者、関係者によって何度か改築され、昭和17年(1942)頃の改築後、昭和21年(1946)には図書館に転用する計画もあった。

平成時代、この私邸に「仮藩邸」という名称が付されるが、明治時代初期の約2年、行政機関として地方長官的な立場である知藩事として安藤信勇が政務を執ったのは旧城跡ではなく田町であり、同時期、その建物すらなかったのである。

その後、本丸跡には稲荷神社や平市街に1日4回の時を告げる時鐘を含む鐘楼堂(大正3年〔1914〕～昭和10年〔1935〕。以後サイレン鉄塔へ)が配置されただけの土地利用で歳月を刻んだ。

註 (1) 佐々木克 1977 『戊辰戦争』中央公論新社 211～212頁

(2) 松尾正人 1986 『廃藩置県』中央公論社 37頁

#### 引用・参考文献

味岡 禮質 1903 『戊辰私記』

鈴木 貞夫 1992 『福島歴史地理研究(いわき地域学会図書11)』いわき地域学会

鈴木 貞夫 2002 「磐城平城復元図」『地図からいわきの歴史を読む』

石井 孝 2008 『戊辰戦争論』吉川弘文館

いわき市立いわき総合図書館 2008 『地名の変化にみる、いわきの近代化』いわき未来づくりセンター

おやけこういち 2015 「近代化のなかで、他機能へ転用された城跡」『潮流第42報』いわき地域学会

小宅 幸一 2016 「城跡の利活用にも近代人の意識変容-いわき地方における例を、明治から現代まで見通す」  
いわき明星大学研究紀要 人文・社会科学・情報学篇 第1号(通巻第29号)

平 町 『平町議会会議録』

## コラム5 常磐線建設と城の内堀

明治5年(1872)、新橋-横浜で初めての鉄道が敷設されたが、計画から建設、資金調達まですべて外国の政府や技術者の全面的な支援によって成った。日本人は外国人から鉄道建設のノウハウを教わりながら開通にこぎつけたが、いずれにしても、その後当面の鉄道建設には土木建築技術が覚束なく、トンネルや橋梁、盛り土などは極力避けたかった。

明治30年(1897)2月、日本鉄道磐城線(現JR常磐線)が開通し、平駅(現いわき駅)が開設した当時では、鉄道敷設の技術向上面で、できる限り避けたい状況を脱するまでには至っていなかった。

では、鉄道会社は、磐城平城下の低地を通るルートをどのようにみたか。

本丸の崖下を回された内堀跡で、買収時点ですでに湿田などに転用されていて、その東側の北白銀町付近の屋敷跡にもほとんど家屋がなかった。地盤ははなはだ軟弱であったが、田んぼは下々田、あるいは下田と評価が低かったことから、買収は容易だった。トンネルを2つ掘らなくてはならなかったとしても、だ。

一方、敷設路線の候補に挙げられていた平市街の南方に駅を設ける案はどうか。古川(現



字旧城跡の範囲と三階櫓、平駅の位置関係(概念図) [いわき都市計画図1:5,000 (原寸×0.95)]

新川)や新川(現新川緑地)の流域は洪水のたびに氾濫を繰り返し、洪水防止や軟弱地盤の補強策として築堤が必至であった。加えて、当時は多くの農民で米作に頼っていた。長い築堤によって、農民の生命線ともいべき水田耕作に必須となる水路を絶つ恐れもあった。

『懐郷無限—写真で見るいわきの歴史』(斉藤伊知郎 1978)では、「鉄道のために磐城平城の“あやめの堀”は姿を消した。平駅が、最初の計画どおり競輪場付近の田園地帯に建設されておったなら、平城の三階櫓を映したお堀はみごとな名所旧跡として公園化され、いまなお残存していたことであろう。現代人としてくちびるをかむおもいである」と記述されている。

ここには、戊辰戦争が終わって30年近くの歳月が流れ、堀はすでに“過去”の土地。ここには、その存在も“前時代の遺物”として放棄しようとする社会の動きに思い至る記述が欠落しているし、また鉄道を敷く側の視点もまったくない。

「城とお堀」という組み合わせの景観美は、後の時代の人にとっての夢想であり、当時の新しい社会の明治、ましてや石炭産業で活況を呈して変容するいわき地方を考えれば、ないものねだりというものだろう。

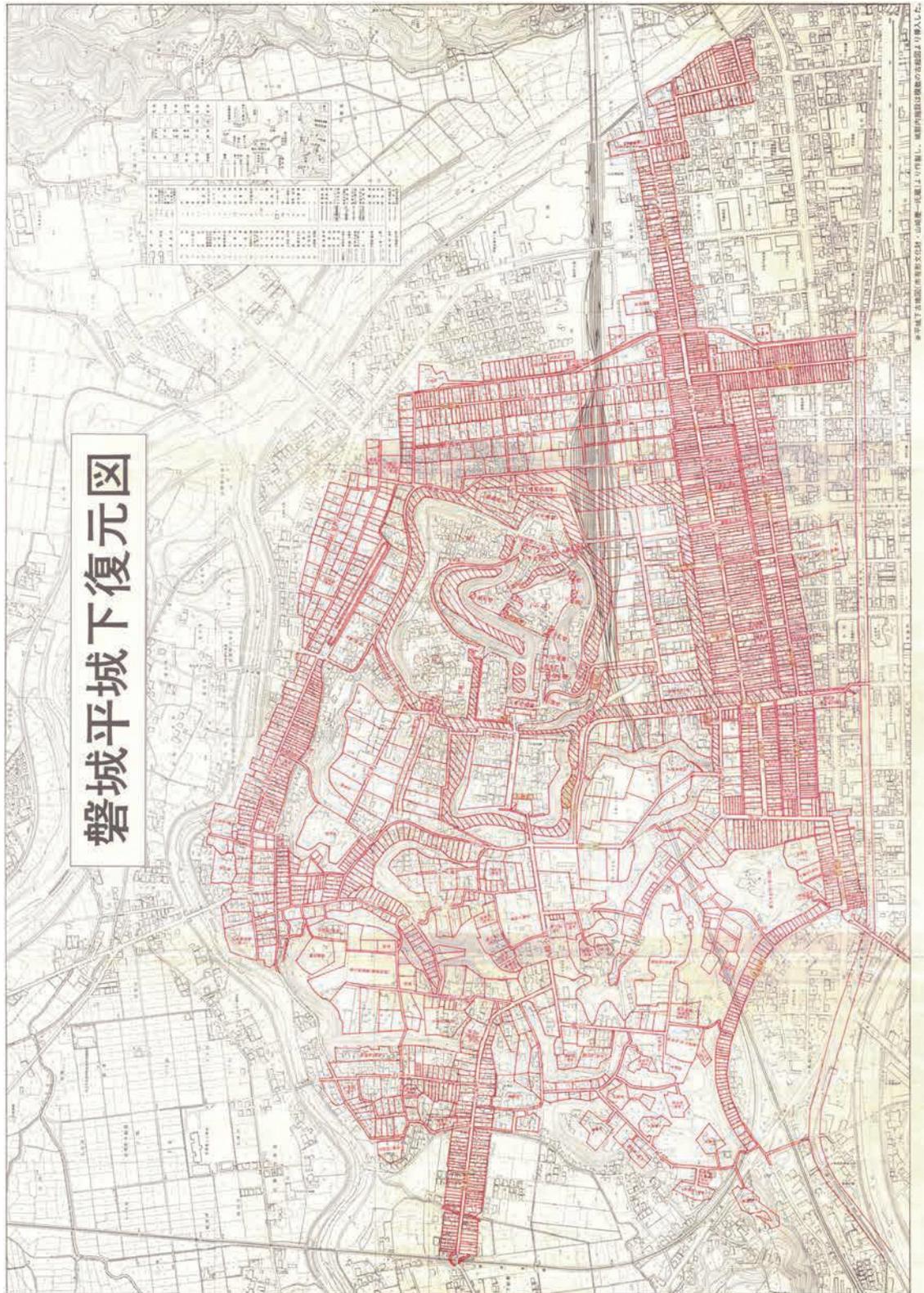


図23 磐城平城下復元図

(絵図4をもとに作成)